

## ネーミングライツパートナーの募集について

### 1 趣旨

ネーミングライツとは、公共施設に愛称を命名する権利のことをいいます。大崎市では、ネーミングライツを民間事業者に付与する代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者（ネーミングライツパートナー）から対価を得て、施設の運営維持やサービス向上を図るネーミングライツ事業を実施します。

### 2 対象施設及び最低募集金額

令和6年度は、大崎市が選定した以下の施設についてネーミングライツパートナーを募集します。

	施設名	住 所	最低募集金額 (税込)
1	古川総合体育館	大崎市古川旭四丁目5番2号	年間110万円
2	大崎市民会館	大崎市古川北町五丁目5番1号	年間 50万円
3	三本木パークゴルフ場	大崎市三本木鹿野沢7番地7	年間 70万円
4	加護坊パークゴルフ場	大崎市田尻大沢字加護峯山178番地1	年間 70万円

### 3 ネーミングライツの付与期間（契約期間）

原則、3年以上5年以下とします。

### 4 愛称の条件

公共施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものとします。

### 5 応募期間

令和6年8月1日（木）から令和6年9月30日（月）まで

### 6 応募方法

申込書に必要書類を添付し、大崎市財政課まで提出してください。提出方法は持参、郵送、又は電子メールです。